

第2部 環境マネジメントシステム活動

1 システム取組みの経緯

旧武生市は、地球環境問題に対して、地方公共団体としての先導的な役割を担うことや、市環境基本計画の具体化を推進するため、平成11年9月に環境管理マニュアルを制定し、環境マネジメントシステムの運用を始めました。

平成12年2月には、国際標準規格ISO14001の認証を、審査登録機関より取得、平成15年1月に更新審査、同年11月に定期審査を受審し、システムの継続的改善に取り組んできました。その後4年間の経験を踏まえ、平成16年2月25日には、ISO14001との適合を自己決定し、自己宣言方式に切替えました。

さらに平成17年10月1日からは、合併に伴い、旧武生市の環境マネジメントシステムに準じた越前市環境マネジメントシステムを構築し、運用を行ってきました。

また、平成24年5月から本システムを地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出の抑制のための計画（越前市地球温暖化対策実行計画 市事務事業編）として位置付け、本市の行政活動から生じる環境負荷の一層の低減を図るための役割を担ってきました。

本市は、約15年にわたってISO14001規格に適合したシステムを運用してきた結果、職員の環境に対する意識の向上、施設や設備の管理体制の強化、平成22年度に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の課している努力目標を4年連続で達成するなど、一定の効果を上げることができた一方、システムの要求事項が、種々の計画等の運用やとりまとめと重複するようになりました。これらの経緯を踏まえ、平成27年4月から市独自の越前市環境マネジメントシステム「EEMS」の運用をスタートさせました。

2 システムの適用範囲

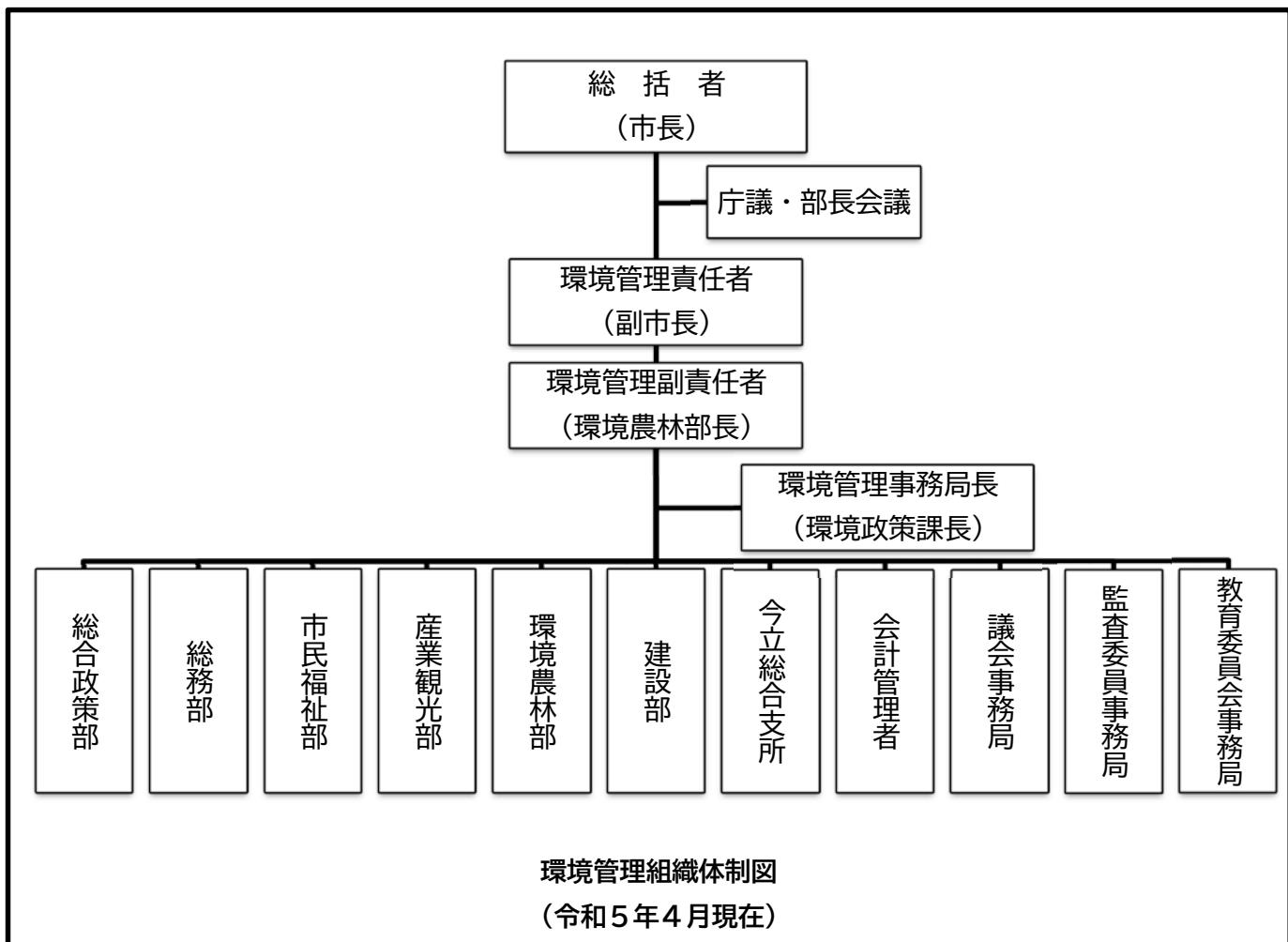
環境マネジメントシステムは、次の組織に適用します。

- (1) 市長の事務部局
- (2) 公営企業の事務部局
- (3) 教育委員会の事務部局
（小中学校を除く）
- (4) 選挙管理委員会の事務部局
- (5) 監査委員の事務部局
- (6) 公平委員会の事務部局
- (7) 農業委員会の事務部局
- (8) 固定資産評価審査委員会の事務部局
- (9) 議会の事務部局

以上の部門と所管施設に適用します。

また、市から委託された施設内で業務を行っている業者や、市の許可を得て土地、建物を占用している団体に対し、環境方針に賛同し、市が行う環境管理の取組みに協力することを確認しています。

3 環境管理組織体制



4 EEMSの実施内容

EEMSの主要な実施内容の一つとして、各所属及びその所管施設に適用される環境法令の順守状況を調査し、不適合がある場合は是正の措置を確認するようしています。令和4年度の不適合の発生はありませんでした。

また、市の施設のエネルギー使用量について全職員に見える化を図っています。各所属においては、各々の実情にあった評価を行っています。市全体の省エネ法に基づくエネルギー使用量の報告は、原単位方式で評価を行っており、基準年度から年1%ずつの削減を目指しています。